

岡垣町医療的ケア児等在宅レスパイト事業のご案内

○岡垣町医療的ケア児等在宅レスパイト事業ってどんな事業？

在宅の医療的ケア児や重症心身障害児の看護・介護を行うご家族の負担軽減を図るため、指定訪問看護ステーションの看護師が、ご家族に代わって見守りを行う事業です。

○対象は？

人工呼吸器管理、吸引や経管栄養などの日常生活に不可欠な支援（医療的ケア※）が必要な医療保険制度の訪問看護を利用している在宅の医療的ケア児や重症心身障害児（18歳に達する日以降の3月31日まで）を看護・介護する家族の方です。

※医療的ケア：人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）、酸素療法、導尿、中心静脈栄養（IVH）が原則として対象です。

○どんな時に使えるの？

例えば…

体調不良のため、医療的ケア児の世話ができない。

家の用事や他の子の学校行事で外出しなければならない 等。

○何時間使えるの？

・4月1日から3月31日までの間で、48時間までご利用いただけます。

・1回の利用時間に制限はありませんが、1時間単位でのご利用となります。

例) 1時間45分利用した場合、2時間利用したことになります(30分以上切上げ)。

○利用者負担は？

1時間当たり750円をご負担いただきます。訪問看護利用後に、訪問看護ステーションにお支払ください。

※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は免除されます。

○その他の注意点

・状況に応じて、他のサービスが優先される場合があります。

・安全にサービスを提供するため、利用できる事業所は現在医療的ケア児本人に訪問看護を提供している事業所のみとなります。

【利用の流れ】

①利用申請

医療保険で利用中の訪問看護ステーションを通じて、以下の書類を提出します。

- 医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用申請書
- 医療的なケアを受けていることの証明となる書類（医師の指示書の写し等）
- 身体障害者手帳・療育手帳の写し（ある人のみ）

②利用決定

町から利用者に対して、訪問看護ステーションを通じて事業利用決定通知書を送付します。

③利用契約締結

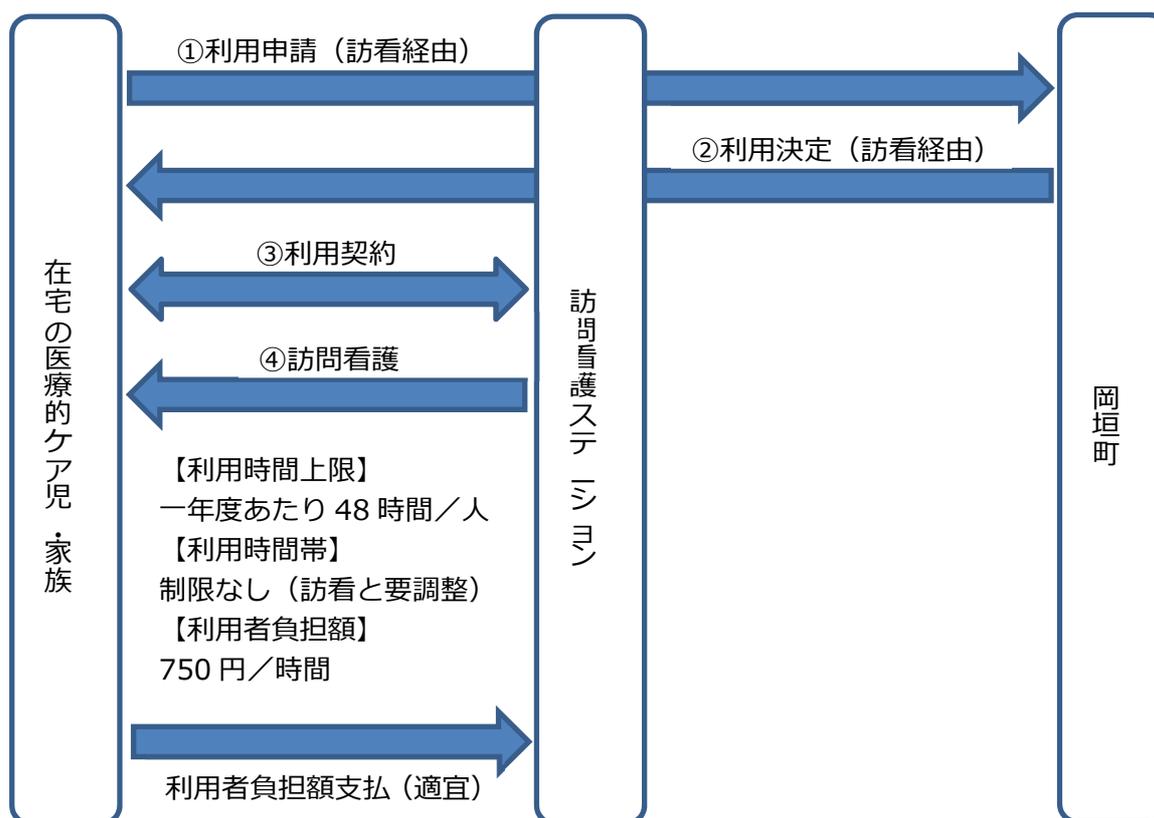
訪問看護提供にあたり、利用者と訪問看護ステーションで利用契約を締結します。

④訪問看護利用

利用者は訪問看護ステーションと利用日時を調整し、訪問看護を利用します。

※1年度あたり48時間利用できます。

※利用者負担が生じる場合は、利用者が訪問看護ステーションに支払います。



【問い合わせ先】

岡垣町福祉課障害者支援係
電話：093-282-1211